

令和5年有田市議会12月定例会

議事日程（第1号）

令和5年12月1日 午前10時開議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 議案第60号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 4 議案第61号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例
- 日程 5 議案第62号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 6 議案第63号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 7 議案第64号 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 8 議案第65号 有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程 9 議案第66号 有田市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例
- 日程 10 議案第67号 有田市漁業集落排水事業の設置等に関する条例
- 日程 11 議案第68号 令和5年度有田市一般会計補正予算（第5号）
- 日程 12 議案第69号 令和5年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程 13 議案第70号 令和5年度有田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程 14 議案第71号 令和5年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程 15 議案第72号 工事請負契約の変更について
- 日程 16 議案第73号 教育委員会の委員の任命について
- 日程 17 議案第74号 教育委員会の委員の任命について
- 日程 18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程 19 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 議案第60号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から
- 日程 19 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの提案理由の説明

出席議員 15名

1番	武田豊治	2番	川島強
3番	花野仁志	4番	一ノ瀬敦子
5番	中西登志明	6番	成川満
7番	小西敬民	8番	上山寿示
9番	池田敦城	10番	岡田行弘
11番	児嶋清秋	12番	堀川明次
13番	生駒三雄	14番	福永広次
15番	西口正助		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	前田悦雄	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部理事	早川ちひろ	経営管理部理事	脇村哲弘
市民福祉部長	宮崎三穂子	市民福祉部理事	大松満至
経済建設部長	上田敏寛	経済建設部理事	梅本陽子
水道事務所長	北野宏幸	教育次長	伊藤正人
消防長	鎌田利宏		

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	石井義人
書記	大谷真也		

午前10時00分 開会

○議長（上山寿示君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

これより、本日をもって招集されました令和5年有田市議会12月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、議長会関係の諸会議につきましては、お手元へ配付の報告書のとおりであります。詳細につきましては、関係書類を事務局に備えておりますので、御照覧願います。

次に、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

12月1日付、有市総E第1051号をもって、市長から議長に宛て、議案第60号、有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての、議案15件、諮問2件の送付を受けました。お手元へ配付のとおりであります。

次に、11月1日付をもって、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会会長 金子順一氏ほか47団体より、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望が、また、11月15日付をもって、和歌山市手平2丁目1の2、県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛6階、特定非営利活動法人和歌山県腎友会理事長大岡正友氏より、透析患者の重度心身障害児（者）医療費助成制度の継続ほか5項目の要望書がそれぞれ提出されました。

写しにつきましては、配付棚に配付させていただいております。

以上でございます。

○議長（上山寿示君） 報告は終わりました。

これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、地方自治法第123条第2項の規定により、6番成川満君、7番小西敬民君、9番池田敦城君の3名の諸君を指名いたします。

次に、日程2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期について、議会運営委員会委員長より報告を願うことにいたします。

議会運営委員会委員長生駒三雄君。

○議会運営委員会委員長（生駒三雄君） おはようございます。

令和5年有田市議会12月定例会に先立ちまして、去る11月24日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期につきましては、本日より12月21日までの21日間とすることに決定いたしました。会期中の会議予定につきましては、お手元へ配付の会議予定表のとおりであります。皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（上山寿示君） 委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月21日までの

21日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上山寿示君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月21日までの21日間と決しました。

次に、日程3、議案第60号、有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、日程19、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての議案15件、諮問2件を一括議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。

望月市長。

〔市長 望月良男君 登壇〕

○市長（望月良男君） 皆さんおはようございます。

本日ここに令和5年12月定例会が開会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政全般にわたり、格段の御指導、御鞭撻を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和5年も早いもので師走を迎え、何かと慌ただしさを感じる時期となってまいりました。本年を振り返りますと、まず何といたってもコロナ禍からの脱却、そして少しずつではありますが、日常を取り戻す、そんな年となりました。そのコロナ禍に医療の中心を担う有田市立病院は、地域医療振興協会による指定管理が始まりました。議会をはじめ、皆様方の御理解と御協力の賜物と改めて感謝を申し上げたいと存じます。

そして、その議会は4年に一度の議員選挙があり、新しい議会体制で9月議会を終え、12月議会を迎えております。一丸となり大きな課題に、共に取り組んでまいりまいますので、どうぞ皆様方におかれましては、引き続き御尽力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

また、行政のほうでは、来年度に向けた準備が既に始まっておりまして、しっかりとこのことにも取り組んでまいります。来年度を待たず、準備行為をするものにつきましては、この12月議会にも御議論いただくため、上程をさせていただきますので、何卒よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案の概要を申し上げ、詳細につきましては、参与員から補足をさせることといたします。

最初に、条例案について申し上げます。

議案第60号の有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の給与改定をしようとするものでございます。

議案第61号の有田市特別職給与条例の一部を改正する条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

議案第62号の有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

議案第63号の有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与改定をしようとするものでござい

ます。

議案第64号の有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

議案第65号の有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第66号の有田市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例は、学校運動場夜間照明施設の名称等の変更に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第67号の有田市漁業集落排水事業の設置等に関する条例は、有田市漁業集落排水事業の設置等に関し必要な事項を定め、地方公営企業法の財務規定等を適用するため、本条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、予算補正予算案について申し上げます。

議案第68号の令和5年度有田市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ6億1,528万6,000円を追加しようとするもので、人事院勧告に基づく給与改定等による人件費の更正や、令和4年度国庫負担金等の精算による国県への返還金のほか、公共施設整備基金積立金や国際交流事業委託料の追加などを計上するものでございます。

また、債務負担行為の追加及び地方債の変更について、お願いするものでございます。

議案第69号の令和5年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ637万5,000円を追加しようとするもので、給与改定等による人件費の更正や、過年度保険給付費等交付金の返還金を計上するものでございます。

議案第70号の令和5年度有田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1億4,997万円を追加しようとするもので、給与改定等による人件費の更正のほか、介護給付費準備基金への積立金や令和4年度の介護給付費国県負担金の返還金、過年度精算による繰出金などを計上するものでございます。

議案第71号の令和5年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ2,332万5,000円を追加しようとするもので、給与改定等による人件費の更正や過年度療養給付費負担金の精算による繰出金などを計上するものでございます。

次に、議案第72号の工事請負契約の変更については、保田保育所の改築工事の工事請負契約の一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、人事案件といたしまして、議案第73号の教育委員会の委員の任命については、現委員、伊藤嘉史氏の任期が令和5年12月25日をもって満了となるため、後任として、新たに橋爪正文氏を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

議案第74号の教育委員会の委員の任命については、現委員、中尾忠弘氏の任期が令和6年2月20日をもって満了となるため、後任として、新たに若松尚子氏を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

最後に、諮問第3号及び諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、現委員、高垣明子氏及び下田喜久恵氏を引き続き推薦いたしたく、意見を求めるものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、提出議案につきまして、私の説明を終わります。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上山寿示君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を許すことにいたします。

嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 議案第60号、有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の給与改定をしようとするものでございます。内容といたしましては、本年度から、期末手当、勤勉手当の支給率をそれぞれ0.05月分引き上げるとともに、給料月額についても平均で1.1パーセント引き上げようとするものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第1条中、第22条の改正は、本年12月支給分に係る期末手当の率を、第23条の改正は、勤勉手当の率をそれぞれ引き上げようとするものでございます。

次に、2 ページから17ページの別表の改正は、給料表について、それぞれ記載のように改めようとするものでございます。

18ページをお願いいたします。

第2条中、第22条の改正は期末手当の率を、第23条の改正は勤勉手当の率をそれぞれ改めようとするものでございます。

付則といたしまして、第1項は、施行期日でございます。この条例を公布の日から施行するものとし、第2条の規定については、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。第2項は、第1条の規定による改定後の給与条例の規定について、令和5年4月1日から適用しようとするものでございます。第3項は、改正前の規定に基づき支払われた給与を、改正後の規定による支払いの内払とみなす規定でございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、議案第60号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第61号、有田市特別職給与条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

1 ページをお願いします。

第1条は、本年12月支給分に係る特別職の期末手当の支給率を0.1月分引き上げようとするものでございます。第2条は、令和6年4月1日以降の特別職の期末手当について、6月期、12月期の支給率をそれぞれ改めようとするものでございます。

付則といたしまして、施行期日、適用日、内払について規定してございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、議案第61号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第62号、有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。内容といたしましては、特別職と同様に、期末手当の支給率を0.1月分引き上げようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第62号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第63号、有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与改定をしようとするものでございます。内容といたしましては、本年度から、期末手当の支給率を0.1月分引き上げるとともに、給料月額についても引き上げようとするものでございます。第1条中、第8条の改正は、本年12月支給分に係る期末手当の率を0.1月分引き上げようとするものでございます。

次に別表の改正は、給料表について改定しようとするもので、別表第1では特定任期付職員、別表第2では2ページにかけまして、特定業務等従事任期付職員の給料月額を記載のように改めようとするものでございます。第2条中第8条の改正は、6月期、12月期の期末手当の率をそれぞれ改めようとするものです。

付則といたしまして、第1項は、施行期日でございます。この条例を公布の日から施行するものとし、第2条の規定については、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。第2項は、第1条の規定による改定後の給与の規定について、令和5年4月1日から適用するものでございます。第3項は、改定前の規定に基づき支払われた給与を、改正後の規定による支払いの内払とみなす規定でございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第63号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第64号、有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。内容といたしましては、令和5年12月に支給する期末手当について0.1月分引き上げようとするものでございます。

付則といたしまして、第1項は、この条例を公布の日から施行するものとし、改定後の規定を令和5年12月1日から適用しようとするものでございます。第2項は、改定前の規定に基づき支払われた期末手当を、改定後の規定による支払いの内払とみなす規定でございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第64号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（上山寿示君） 宮崎市民福祉部長。

○市民福祉部長（宮崎三穂子君） 議案第65号、有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。条例案につきまして、御説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第21条に第3項として、出産被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額の減額についての規定を追加しようとするものでございます。同項第1号及び第2号では、基礎課税額に係る軽減額を、1ページから2ページにかけて、第3号及び第4号では、後期高齢者支援金等課税額に係る軽減額を、第5号及び第6号では、介護納付金課税額に係る軽減額をそれぞれ規定するものでございます。次に第22条の3は、出産被保険者に係る届出についての規定を追加しようとするもので、第1項では、提出すべき届書の内容、第2項では、届書に係る添付書類、第3項では、届出の期日、第4項では、届出の省略について、それぞれ規定するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

付則といたしまして、第1項で施行期日を、第2項で適用区分を規定してございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、宜しくをお願いいたします。

以上で議案第65号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（上山寿示君） 伊藤教育次長。

○教育次長（伊藤正人君） 議案第66号、有田市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について、補足説明申し上げます。

改正理由は、学校運動場夜間照明施設の名称等の変更に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

条例案につきまして、御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。

第2条は、表中にある施設の名称を「箕島中学校」から「有和中学校」に改めようとするものでございます。第4条は、使用料の規定でございまして、第1項の別表1は、運動場の面積が拡大されたことにより、使用部分を全面、2分の1面に区分し、1回の使用料を全面使用で5,500円、2分の1面使用で2,750円とするものでございます。また、第2項の還付規定及び第3項の減免規定は、今回の条例改正に伴い、追加しようとするものでございます。

2 ページをお願いします。

別表2は、第2項の還付規定の4つの条件により、それぞれ還付額を定めようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくをお願いします。

以上で、議案第66号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（上山寿示君） 上田経済建設部長。

○経済建設部長（上田敏寛君） 議案第67号、有田市漁業集落排水事業の設置等に関する条例について補足説明を申し上げます。

本条例は、有田市漁業集落排水事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、新たに必要な事項を定めた条例を制定しようとするものでございます。

条例制定の経緯でございますが、国は、漁業集落排水事業については、人口減少、経年

に伴う設備更新需要の増加など、経営環境が厳しさを増す中、必要な住民サービスを将来に亘り、安定的に供給していくため、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握するため、令和6年度までに地方公営企業法を適用させるよう要請しているところです。

このことから、本市の漁業集落排水事業においても、期日までに経営成績や財政状態の把握分析が可能となる民間企業と同様の企業会計方式にすべく、地方公営企業法を適用させようとするものです。なお、地方公営企業法の適用方法としては、組織及び職員の身分は従来と変わらず、会計方式のみを変える一部適用（財務適用）を採用しようとするものです。

それでは、条文について御説明申し上げます。

1 ページ中段をお願いいたします。

まず、第1条では、漁業集落排水事業の設置について規定をしております。第2条では、有田市漁業集落排水事業は地方公営企業法の財務規定等のみを適用する一部適用とすることを規定しております。第3条では、経営に関する基本的事項として、経営の原則と漁業集落排水事業の処理区域と処理施設の名称を規定しております。第4条は、重要な資産の取得及び処分についての規定でございます。地方公営企業法に基づき予算で定めなければならない資産の取得及び処分については、2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れ又は譲渡としてございます。この基準につきましては、地方公営企業法施行令第26条の3の規定により市町村の基準額等を参考に設定しております。

2 ページをお願いいたします。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任と免除でございます。漁業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任につきまして、議会の同意を得なければならない規定を5万円以上としてございます。この許容額は、類似事業である水道事業、病院事業の例に準じて設定しております。第6条は、漁業集落排水事業に関する負担付きの寄付又は贈与を受けける金額や、市の義務に属する損害賠償の額の決定を弾力的に行えるよう裁量範囲を予め定めるもので、それぞれの金額が100万円以上、10万円以上のものについては、議会の議決が必要としてございます。第7条は、会計事務の処理についての規定でございます。漁業集落排水事業の会計事務のうち、会計管理者へ委任する事務について規定しております。会計の収納及び支払いに関する事務、公金の保管に関する事務は、地方公営企業法適用以前と同様に会計管理者に委任し出納室で行うこととしてございます。第8条は、業務状況説明書類の作成についての規定でございます。地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、毎年度少なくとも2回以上業務状況説明書類を作成し経営状況を明らかにすることとしてございます。第9条では、本条例の施行の際に必要な事項を市長が別に定めることができることを規定しております。

続きまして、付則でございます。第1項で、条例の施行期日を令和6年4月1日としてございます。

3 ページをお願いいたします。

第2項で、この条例の施行に併せて有田市特別会計条例の一部を改正することを規定しております。漁業集落排水事業の地方公営企業法適用にあたり、有田市特別会計条例が

ら漁業集落排水事業特別会計を削除し、それに伴い有田市特別会計条例において該当する会計は初島財産区特別会計のみになりますので、題名及び本則を改正してございます。第3項で改正前の有田市特別会計条例に基づく有田市漁業集落排水事業特別会計の資産については、新たに地方公営企業法を適用する有田市漁業集落排水事業会計に引き継ぐことを規定してございます。また、第4項では経過措置を設け、令和5年度有田市漁業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算及び決算については、従前の例によることを定めてございます。

なお、末尾に新旧対照表を添付してございますので、御照覧よろしくお願いいたします。

以上で、議案第67号の補足説明を終わらせていただきます。

○**経営管理部長（嶋田博之君）** 議案第68号、令和5年度有田市一般会計補正予算（第5号）について補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ6億1,528万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を235億65万3,000円とするものでございます。

次に第2条の債務負担行為の補正でございます。

4 ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正で追加がございます。窓口業務委託料、旧文成中学校校舎等改修工事監理業務委託料、旧文成中学校校舎等改修工事費について、記載のとおりの期間、限度額を債務負担行為としてそれぞれ設定するものでございます。

次に、第3条の地方債補正でございます。第3表の地方債補正は、変更でございます。臨時財政対策債で発行額の確定に伴い、起債の限度額を7,000万円から4,987万3,000円に変更するものでございます。

次に、予算の内容につきまして歳入から御説明を申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

第9款、第1項、第1目地方特例交付金で、補正額68万2,000円の減額、第10款、第1項、第1目地方交付税で、補正額335万9,000円の追加は、それぞれ交付額の確定等に伴う補正でございます。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金で補正額4万円は、社会福祉費への国民健康保険産前産後保険料負担金を、また、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金で補正額1,003万2,000円は、戸籍住民基本台帳費への社会保障・税番号制度システム整備費補助金を、また、第2目民生費補助金で補正額68万7,000円は、社会福祉費への障害者総合支援事業費補助金をそれぞれ見込み計上してございます。第15款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費負担金で、補正額119万2,000円は、社会福祉費への国民健康保険産前産後保険料負担金2万円、及び老人福祉費への後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金117万2,000円をそれぞれ見込み計上してございます。

次に7ページをお願いいたします。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で、補正額2億5,029万2,000円は、財政調整基金からの取り崩しを見込み計上してございます。また、第3項特別会計繰入金、第1目介護保険特別会計繰入金で補正額84万円は、介護保険特別会計から、また、第2目後期高齢者医療特別会計繰入金で補正額2,033万4,000円は、後期高齢者医療

特別会計からのそれぞれ繰入金でございます。次に第19款、第1項、第1目繰越金で、補正額3億4,448万4,000円は、前年度からの繰越金でございます。第20款諸収入、第4項、第1目雑入で補正額483万5,000円は、過年度有田周辺広域圏事務組合負担金返還金183万5,000円、及び万博国際交流プログラム助成金300万円をそれぞれ見込み計上してございます。第21款、第1項市債、第8目臨時財政対策債で補正額2,012万7,000円の減額は、臨時財政対策債の発行可能額の確定によるものでございます。

以上で歳入を終わりました。次に歳出について御説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第1款、第1項、第1目議会費で補正額151万6,000円は、職員給与費において人事院の給与勧告に基づく補正、または人事異動等に伴う更正による補正でございます。また、会計年度任用職員の報酬等につきましても、一般職の給与改定に準じる補正を行ってございます。

以下、第2款総務費から28ページの第9款教育費までの各款に亘りましても、特別職給与費、職員給与費及び会計年度任用職員の報酬等について補正を行っているところでございます。なお、今回の退職手当及び各種手当を含めました一般職職員給与費全体の補正額は、2億18万円の追加でございます。以降は、給与費以外の補正につきまして御説明を申し上げます。

9ページ中段をお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目財政管理費で補正額3億円は、基金積立事業における公共施設整備基金積立金3億円を今後の基金活用を見込み計上してございます。下段の第7目電子計算組織費で右説明欄、電子計算機管理運営事業における社会保障・税番号制度対応システム改修委託料286万円を、また、10ページ中段の第2項徴税费、第2目賦課徴収費で右説明欄、賦課事業における住民税基幹システム改修業務委託料130万9,000円を、また、11ページ上段にかけまして、第3項、第1目戸籍住民基本台帳費で右説明欄、戸籍住民基本台帳事務事業における戸籍電算システム改修委託料717万2,000円をそれぞれ見込み計上してございます。

12ページ下段をお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で右説明欄、国民健康保険特別会計繰出事業における繰出金637万9,000円を、13ページにかけまして、第2目心身障害者福祉費で右説明欄、心身障害児者福祉事務事業における障害者自立支援給付支払等システム改修委託料137万5,000円を、第3目老人福祉費で右説明欄、介護保険特別会計繰出事業における繰出金572万7,000円、及び後期高齢者医療特別会計繰出事業における繰出金299万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

14ページ下段をお願いいたします。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費で右説明欄、児童福祉事務事業における令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金返還金791万6,000円、及び令和4年度子ども・子育て支援事業国県交付金返還金240万3,000円を、また、15ページ上段の第2目児童措置費で右説明欄、令和4年度児童手当国県負担金返還金951万1,000円を、また、16ページ下段から17ページ上段にかけまして、第3項生活保護費、第1目生活保護

総務費で右説明欄、生活保護事務事業における令和4年度生活扶助費等国庫負担金返還金533万8,000円ほか5件、合計1,841万3,000円を、また、17ページ下段から18ページ上段にかけて、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費で右説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種事業における令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種費国庫負担金返還金977万3,000円、及び令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金返還金719万3,000円をそれぞれ見込み計上してございます。

20ページをお願いいたします。

第5款農林費、第1項農業費、第5目土地改良事業費で右説明欄、土地改良施設整備事業における県営中山間地域ほ場環境整備事業負担金6,000円、及び県営農業基盤整備促進事業負担金95万6,000円は事業費の負担割合確定に伴い追加するものでございます。

24ページ下段をお願いいたします。

第9款教育費、第1項教育総務費、第2目教育指導費で右説明欄、教育振興事業における万博国際交流プログラム事業委託料463万4,000円は、アラブ首長国連邦との国際交流事業を継続的に推進するための費用を見込み計上してございます。

27ページ下段から28ページ上段をお願いいたします。

第5項保健体育費、第2目学校給食センター費で右説明欄、学校給食センター運営事業における給食材料費500万円は、学校給食で提供する牛乳等の物価高騰に伴い追加するものでございます。

次に第11款、第1項公債費、第1目元金で補正額55万7,000円及び第2目利子で補正額601万2,000円の減額は、前年度地方債の借入実績に伴い不用となった長期債元金及び利子分でございます。

なお、29ページ以降に給与費明細書を34ページに性質別分類表を添付してございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第68号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（上山寿示君） 宮崎市民福祉部長。

○市民福祉部長（宮崎三穂子君） 議案第69号、令和5年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ637万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億6,804万5,000円にしようとするものでございます。予算の内容につきましては、歳入から御説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1款、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税の補正額8万1,000円の減額は、産前産後期間の保険税免除措置に伴う現年課税の減免分でございます。第6款繰入金、第1項、第1目一般会計繰入金の補正額637万9,000円の増額は、職員給与費の更正に伴うもの、及び産前産後期間の免除措置に伴う一般会計からの繰入金でございます。第7款、第1項、第1目繰越金の補正額7万7,000円は、前年度繰越金を計上してございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費の補正額603万円の増額と、第 5 款保健事業費、第 1 項、第 1 目特定健康診査等事業費の補正額26万8,000円の増額は、いずれも人事異動及び給与改定等に伴う職員給与費の更正でございます。第 8 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金、第 3 目償還金の補正額 7 万7,000円の増額は、精算に伴う保険給付費等交付金返還金でございます。

以上で議案第69号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第70号、令和 5 年度有田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。第 1 条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ 1 億4,997万円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億 9,892万1,000円にしようとするものでございます。予算の内容につきまして、歳入から御説明を申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第 3 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 6 目介護保険事業費補助金の補正額242万円は、介護保険事務処理システム改修に係る補助金でございます。第 7 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金、第 5 目その他一般会計繰入金の補正額572万7,000円は、職員給与費等の更正と介護保険事務処理システム改修に伴う一般会計からの繰入金でございます。第 8 款、第 1 項、第 1 目繰越金で、前年度繰越金 1 億4,098万3,000円を計上してございます。第 9 款 諸収入、第 2 項、第 2 目雑入の補正額84万円は、過年度有田周辺広域圏事務組合負担金の介護認定審査会共同設置負担事業の精算による返還金でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費の補正額は、109万5,000円の増額でございます。内容は、人事異動及び給与改定等による職員給与費の更正で458万5,000円を減額する一方、介護保険事務処理システム改修委託料484万円を計上、令和 4 年度有田周辺広域圏事務組合負担金の精算に伴う返還金84万円を一般会計へ繰り出すものでございます。第 3 款、第 1 項基金積立金、第 1 目介護給付費準備基金積立金で、1 億円の増額は、第 9 期介護保険事業計画における保険料の算出を考慮し、過年度介護保険料剰余金を準備基金に積み立てようとするものでございます。第 4 款地域支援事業費、第 1 項介護予防・生活支援サービス事業費、第 2 目介護予防ケアマネジメント事業費で102万1,000円の増額、6 ページの第 2 項、第 1 目一般介護予防事業費で 9 万2,000円の増額、第 3 項包括的支援事業・任意事業費、第 1 目総合相談事業費で25万3,000円の増額、第 3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で、601万7,000円の増額、7 ページの第 6 目生活支援体制整備事業費で23万4,000円の増額、第 7 目認知症総合支援事業費で、27万5,000円の増額は、いずれも人事異動及び給与改定等による職員給与費の更正、また、一般職の給与改定に準ずる会計年度任用職員の報酬等の補正でございます。第 5 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金、第 2 目償還金の補正額4,098万3,000円の増額は、令和 4 年度介護給付費国庫負担金の精算による返還金でございます。

以上で、議案第70号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第71号、令和5年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ2,332万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億7,970万1,000円にしようとするものでございます。予算の内容につきましては、歳入から御説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第3款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金の補正額299万1,000円は、保険基盤安定繰入金、職員給与費繰入金の増額でございます。第5款諸収入、第3項、第1目雑入の補正額2,033万4,000円は、令和4年度療養給付費負担金の精算に伴う後期高齢者医療広域連合からの返還金でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額は、2,176万2,000円の増額でございます。内容は、人事異動及び給与改定等に伴う職員給与費の更正で142万8,000円の増額、令和4年度療養給付費負担金の精算に伴う返還金2,033万4,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。第2款、第1項、第1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額156万3,000円の増額は、保険基盤安定制度負担金の確定によるものでございます。

以上で議案第71号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（上山寿示君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 議案第72号、工事請負契約の変更について、補足説明を申し上げます。

内容につきましては、保田保育所改築工事の工事請負契約について、駐車場予定地に隣接する土地の購入に伴い、駐車場を拡幅し歩道を確保する外構工事を追加するため、工事請負契約の変更をしようとするものでございます。

変更契約金額は8億410万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額は7,310万円、変更による増加額は1,760万円であり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第72号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（上山寿示君） 説明漏れはありませんか。――以上で、提案理由の説明は終わりました。

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明2日から11日までの10日間は、議事の都合により休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上山寿示君） 御異議なしと認めます。

よって、明2日から11日までの10日間は休会することに決しました。

次会は、来たる12月12日午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時54分 散会

